

第 4 回 栗 原 地 域 合 併 協 議 会 会 議 録

召集年月日	平成15年 9月19日(金曜日) 午後時3時00分			
召集の場所	志波姫町「エポカ21」			
開閉会の日時 及び宣告人	開会	平成15年9月19日(金)午後3時00分	会 長	菅 原 郁 夫
	閉会	平成15年9月19日(金)午後4時55分	副会長	佐々木 幸 一
出 席 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	会 長	菅 原 郁 夫	委 員	菅 原 佑
	副 会 長	千 葉 徳 穂	"	遠 藤 實
	"	佐々木 幸 一	"	中 鉢 泰 一
	委 員	大 関 健 一	"	茂 泉 文 男
	"	中 嶋 次 男	"	長 谷 川 厚 子
	"	佐 藤 覚 次 郎	"	白 鳥 英 敏
	"	山 田 悦 郎	"	三 浦 徹 也
	"	葛 岡 重 利	"	中 嶋 太 一
	"	佐 藤 小 弥 太	"	高 橋 伸 幸
	"	鹿 野 清 一	"	佐 藤 多 恵 子
	"	佐 藤 千 昭	"	武 田 正 道
	"	鈴 木 守	"	海 老 田 慶 子
	"	石 川 正 運	"	白 鳥 文 雄
	"	佐 藤 平 義	"	山 村 喜 久 夫
	"	高 橋 義 雄	"	佐 々 木 昭 雄
	"	千 葉 久	"	津 藤 國 男
	"	千 葉 伍 郎	"	須 藤 茂
	"	太 斎 俊 夫	"	伊 藤 竹 志
	"	佐 藤 幸 生	"	後 藤 和 廣
	"	佐 藤 重 美	"	飯 田 明
	"	高 橋 久 伍	"	白 鳥 一 彦
	"	佐々木 幸 男	"	千 葉 和 恵
	"	大 内 朗	"	中 條 彦 登
"	菅 原 登	"	佐 藤 利 郎	
"	小 岩 誠 二	"	藤 橋 俊 五	
"	高 橋 光 治			

欠席者	委員	鈴木国雄		
その他出席者	幹事長	大場秀也	調整第1班長	鈴木秀博
	副幹事長	佐藤重博	調整第2班長	小野寺桂一
	事務局長	鈴木正志	総務第1班員	武田利喜夫
	次長(計画担当)	二階堂秀紀	総務第1班員	千田達
	次長(調整担当)	千葉浩文	総務第2班員	佐々木貴徳
	次長(調整担当)	濁沼栄一	総務第2班員	伊藤大輔
	総務第1班長	千葉雅樹	計画第1班員	高橋一人
	総務第2班長	小野寺世洋	計画第2班員	菅原功
	計画第1班長	高橋正淑	計画第2班員	松田光由
	計画第2班長	菅原昭憲		
会議の概要	別紙のとおり			
会議録署名委員	委員	小岩誠二	委員	菅原佑
傍聴	一般 94名 報道 5社			

次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報 告
 - 報告第14号 栗原地域まちづくり検討委員会委員について
 - 報告第15号 新市の名称検討小委員会の設置について
- 5 協 議
 - 協議第 8号 新市の事務所の位置について
 - 協議第 9号 慣行の取り扱いについて
 - 協議第10号 行政区の取り扱いについて
 - 協議第11号 広報・広聴関係事業について
- 6 提 案
 - 協議第12号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
 - 協議第13号 地方税の取扱い(その1)について
 - 協議第14号 条例、規則等の取扱いについて
 - 協議第15号 納税関係事業について
- 7 その他
- 8 閉 会

1. 開 会 午後3時00分

鈴木事務局長 第4回栗原地域合併推進協議会を開催いたします。

2. 挨拶

鈴木事務局長 開会に当たりまして、当協議会会長であります菅原若柳町長よりごあいさつを申し上げます。

菅原会長 どうも皆さん、今日は大変ありがとうございました。

合併セミナーが終わった後の今日は第4回の栗原地域の合併協議会ということで、大変お疲れのところではございますが、よろしくひとつお願いを申し上げてまいりたいと思います。

なおかつ、また今日は大勢の傍聴をしていただいております皆さん方もおります。傍聴者の皆さんもよろしくひとつご協力のほどお願い申し上げる次第でございます。

さて、きょうは第4回になりました栗原地域の合併協議会でございます。このように会を重ねてまいりますと、栗原地域におきまして大変重要な協議事項がどんどん出てまいります。今日もいろいろと大切な問題が出ております。そういうことで、委員の皆さん方のいろんな発言内容、こういうものも出てこようと思います。ひとつ発言については、できるだけ簡明をお願いを申し上げまして、できるだけ効率の上がる協議会の審議を進めてまいりたいと思います。よろしくひとつご協力のほどお願いを申し上げまして、開会に当たっての会長からの挨拶といたします。

鈴木事務局長 それでは、これより協議に入るわけでございますけれども、本日欠席は1名の届け出でございます。協議会規約によります定足数を超過しております。協議会規約において会長が議長となるということから、議事進行につきましては菅原会長をお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、早速でございますが、第4回栗原地域合併協議会の開会を宣言いたします。

本日の協議日程はお手元に配布いたしておりますとおり、順に従いまして進めてまいります。よろしく申し上げます。

3. 会議録署名委員の指名

議長 それでは、会議録署名委員の指名についてでございます。

例によりまして町村議長から指名することにしてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、異議がないと認め、指名をいたします。

それでは、金成町からの委員でございます小岩誠二委員、志波姫町からの委員でございます菅原 佑委員の2名を指名いたします。よろしくお願い申し上げます。

4. 報告事項

議長 それでは、報告事項に入ります。

報告事項は、報告第14号栗原地域まちづくり検討委員会委員について、報告第15号新市の名称検討小委員会の設置について、この報告議題、報告第14号と報告第15号を一括して報告議題に供します。

報告第14号 栗原地域まちづくり検討委員会委員について

報告第15号 新市の名称検討小委員会の設置について

議長 それでは、事務局の方から報告第14号、報告第15号の内容について説明をいただきます。

鈴木事務局長 それでは、私の方から報告事項についてご説明申し上げます。

お手元の資料でご報告申し上げます。

報告第14号

栗原地域まちづくり検討委員会委員について

栗原地域まちづくり検討委員会委員を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年9月19日報告

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

1ページ目でございます。

まちづくり検討委員会につきましては、新市建設計画策定について調査、それから検討を行い、提言をいただくという機関ということで、委員には各町村からご推薦いただいた学識経験委員の方々それぞれ1名ずつ10名、青年会議所からの推薦をいただいた方2名、郡のPTA連合会からご推薦いただいた方4名、郡の連合青年団からご推薦いただいた方2名、JA栗っこ青年部・女性部からそれぞれ推薦をいただいた方2名ずつ、合わせて20名の方々、お手元の資料にございます20名の方々が推薦をいただいているところでございます。このまちづくり検討委員会の開催予定は、第1回目といたしまして、今月の21日午後1時半から栗原文化会館において開催を予定しておりますものでございまして、第2回目は10月18日、このときは「まちづくりと住民参加」という題でもって宮城大学の副学長からのお話をいただきながら、いろいろ建設計画の検討等々を行っていくという予定でございまして、第3回以降につきましては、初日の会議の中でいろいろ日程の方を調整していくという予定にしております。

続きまして、報告第15号でございます。新市の名称検討小委員会の設置についてでございます。

報告第15号

新市の名称検討小委員会の設置について

新市の名称検討小委員会の設置を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年9月19日報告

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

ということでございます。

この新市の名称検討小委員会の設置につきましては、前回協議で決定いただいたところでございました。委員の指名については、会長が指名し、報告することといたしておりました。小委員会そのものは9月11日付で設置をいたしまして、その目的は、前回もご説明申し上げましたが、新市の名称にふさわしいと思われる名称を5種類程度選定するという、いわゆる第1次選定をしていただくこととなるものでございます。小委員会の委員につきましては、先ほどもご説明申し上げましたまちづくり検討委員会委員に推薦された学識経験委員以外の方ということで、学識経験委員を当てておるところでございます。そういうことで、この小委員会につきましても、来る21日に第1回の委員会を予定しておるところでございます。以上でございます。

議長 ただいま報告事項の報告第14号、報告第15号について事務局の方から報告をいたさせました。このことについて、委員の皆様方、何かご質疑等がございましたらお願いしたいと思います。ございませんか。

(「なし」の声)

議長 はい。それでは、報告第14号と報告第15号は報告どおり了承するということに決定をしましてまいります。

5. 協議事項

議長 続いて協議事項、協議第8号新市の事務所の位置について、協議第9号慣行の取扱いについて、協議第10号行政区の取扱いについて、協議第11号広報・広聴関係事業について、この協議事項第8号から第11号までは、去る第3回、瀬峰町で行われました協議会の際に、事務局から説明をいたしまして、各委員に本日まで内容等を検討していただくというふうなことでまいった訳でございます。よって、この協議事項、協議第8号、協議第9号、協議第10号、協議第11号とありますが、これは一括せずして、協議各号ずつ区切って協議議題にしていきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 はい。それでは、そのとおりにしてまいります。

協議第8号 新市の事務所の位置について

議長 それでは、前回協議事項でお渡しをいたしておりました第8号新市の事務所の位置についてを協議議題にいたします。

これは前回の委員会の際に説明をしておりました。ご意見、ご質疑ある方、よろしくお願ひしたいと思います。どうぞ、千葉委員。

千葉 久委員 栗駒の千葉です。

前回、協議第8号で提案されまして説明も受けました。この10キロ範囲内の経過を見ますと、7町はこの枠内に入るのでございますが、栗駒、花山、鶯沢はこの円内からは外れるような計画でございます。もちろんこの計画に反対ではございませんが、この外れた地域の今後の見通し等についてどのように考えておるのか、そしてまたこの新市の位置を決定するにつきましては、できれば小委員会を設置し

て、この件についても十分なる精査をして決定をしていただきたいと、そのように思うのでございます。最初に話しました円内から外れた地域のことをどのように考えているか、その辺をお伺いします。以上です。

議長 それでは、10キロの円を描きまして、皆さん方に図面を渡しました。それから外れる地域のこれからの措置でございます。このことについて事務局の方から回答をさせます。

濁沼事務局次長 それでは、説明をさせていただきます。

これは10キロ圏域ですが、これは築館町役場を本庁舎とした場合という選択肢の中の一つでありました。ただ、前回もご説明申し上げましたが、一部分庁方式を含めた総合支所方式にするということでご提案をいたしました。現在の10町村の庁舎については、すべて総合支所として当分の間残すということで、10キロ圏域から外れた庁舎につきましても、それから10キロ圏域に入っている庁舎につきましても、機能としては同じような内容で残して維持していくというものであります。でありますから、10キロ圏域、これは先ほど言いましたように、築館町を本庁舎とした場合の選択肢の理由づけの一つでありますから、結果的には10キロ圏域に含まれている庁舎、それから含まれていない庁舎、これもすべて同じような総合支所として取り扱っていくということになります。

議長 千葉委員、どうぞ。

千葉 久委員 その総合支所方式は結構であると、このように思います。しかしながら、農協が合併して以来、各地区で今組合員が不安を持っておるのは、その円内から外れた、例えば栗駒であれば文字とか、栗駒のような山間地域は非常に恩典がないというような不満の組合員もあるわけでございます。そのために、町村合併につきましても農協の合併の二の舞になるのではないかなというような町民の不安もあるのでございます。そういった関係で、今ここでこのまま決めるということではなく、小委員会を設置して、いろんな意見もあると思いますが、よく議論をして決定していただきたいと、このように要望いたします。

議長 ありがとうございます。

今千葉委員の方からこの協議第8号について、小委員会をつくって、小委員会に付託をした後に小委員会でいろいろと審議をし、その結果を協議会に報告して、協議会で決定してはどうかという意見でございます。このことについて何か皆さん、ご質疑、ご意見がある方。どうぞ、武田委員。

武田正道委員 高清水町の武田です。

私もこの問題は小委員会を設置し、よく精査して決定するのが妥当ではないかと思えます。自分なりに理由を考えてきましたが、この文章を見ますと、地方自治法第4条2項の解釈という言葉がございます。確かに、後段には他の官公舎との関係等について云々とありまして、築館が最適かと思えます。しかし、その前に住民の利用に最も便利であるように、交通の事情とかも考えるようにという文章もございます。私は大変栗原の皆さんには申し訳ないかもしれませんが、ちょうど境の高清水にありますので、どちらかというと古川方面に行く機会の方が多いのが事実です。たまに築館にお邪魔しますと、築館の4号線の混雑状況には非常にストレスを感じます。あの混雑は現在では古川市でさえもあれほどの混雑は見られなくなっております。そうすると、そういうことを考えますと、必ずしも距離のみではなくて、実際そこまで行き着けるまでのストレス、このようなことも住民サービスには大きな意義があるものではないかと思えます。

それから、もう一つです。協議第8号の1ページ、2番目に総合支所方式とした理由がございます。この1番目は何となく理解できるのですが、2番目以降、住民サービスの低下を招かない組織云々と、2番、3番、4番、5番と総合支所方式とした場合の利点が並べられております。しかしながら、3番目において、1番下、合併後、5年後をめどに新庁舎建設を図るとなっております。ここの3番目では行財政運営の効率化を図ることにより、少ない経費でより高い水準の行政サービスの提供が可能になるという文章がございます。この両者を見比べますと、多少矛盾が感じられるのではないかと思います。上段で分庁舎方式を非常に勧めておいて、下段では本庁舎方式がすばらしいと訴えているところにちょっと素直には理解できない矛盾がございます。

もう一つ、最後です。建設場所についてです。場所について、築館町周辺といった表現は余りにもあいまいではないのかと。周辺といいましてもたくさんございますので、何か特定できない理由があるのかどうかわかりませんが、周辺といった表現のままここで決定するには少し無理があるのではないかと。小委員会を設置して、もう少し精査して、さらにここに再提案するのが妥当ではないかと思いません。以上です。

議長 今高清水の武田委員から小委員会に付託をして審議してはという提案がございました。このことについて皆さんご異議ございませんか。何かございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、お諮りいたします。協議第8号新市の事務所の位置については、小委員会に付託し、協議会で決定するというところでこれを決定してまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 はい。それでは、協議第8号新市の事務所の位置については、小委員会に付託し、協議会で決定するという事項を1項加えましてこれを決定することにしてよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 はい。それでは、以上のとおり決定させていただきます。

協議第9号 慣行の取扱いについて

議長 次に、協議第9号慣行の取扱いについてを協議議題にいたします。

これも前回の第3回の際、既に事務局の方から説明をいたしております。このことについて何かご質疑等がございましたらお願いいたします。

慣行の取扱い、協議書どおりよろしゅうございますか。異議ございませんですね。

(「異議なし」の声)

議長 はい。それでは、協議第9号の慣行の取扱いについては、協議議題のとおり決定してまいります。よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声)

議長 はい。それでは、決定してまいります。

協議第10号 行政区の取扱いについて

議長 次に、協議第10号行政区の取扱いについてを協議議題に供します。

これも前回の協議会の際、詳細説明をいたしております。このことについてご質疑等がございましたらお願いいたします。千葉委員。

千葉伍郎委員 ここに至る考え方をお尋ねをいたします。

まず、この流れは新しい市に引き継いで行政区のあり方について討議をするような形になっておりますが、今現在計算してみますと、256の行政区がございます。仮に、新市に移行した後に行政区のあり方を討議をするという言い方でございますが、例えば今新庁舎の話もありましたが、総務、企画、財政等々、管理部門を築館を中心とした新庁舎に置くということになりますと、本町の例を申し上げますと、3カ月に1回区長会議をやっています。あるいは、1週間1回、回しものを区長に届けています。256の行政区に対して従来のパターンでやりますと、うちの方は総務課が担当しています。これはもう管理部門の本庁舎集中ということになりますと、一体各町村で、分科会あるいは幹事会等々で議論されたと思うんですが、新市で新しい行政区にするまでの間、一体どういう形を描いて事務処理が可能なのか、私はこのところが心配ではない訳です。

住民サービスの最たるものであります。すべて住民サービスの問題について先送りをするような嫌いがございますので、これを仮に決定をした場合に想定される問題点というのは、今事務方ではどういうことが考えられておるのか。あるいは、今言ったように、管理部門を本庁舎に置いた場合に、実際管理部門が預かっているそうした取扱いはどこでどういう形でやろうということを描いておったのか。それぞれ各町村によって区長会議の開催も違っていると思いますが、それらの調整を含めてどのように考えられているのか。くどいようですが、3カ月に1回にしる、1カ月に1回にしる、256ある行政区をそのまま置いて、当分の間そのまま置いて、どういうことを描いて、結果として新市になったら改めて検討しますということになるのか。その辺の事務的な経過についてお聞かせいただきたい。

議長 それでは、事務局、答弁。

濁沼事務局次長 ただいまのご質問であります。ただいまの内容については、これは当分の間、現行制度を継続するということであります。そして、新市になりましたら行政区の再編も含めて新市の中で検討していくということでもあります。ただ、今のご質問の中に、総合支所方式、それから本庁方式の部分で企画管理部門、総務部門を本庁舎に持っていくということでもあります。これは組織の中核の部分の本庁舎に持っていくという部分で、例えばの例ですが、企画、総務についても地域にかかわる部分、例えば地域振興課みたいなそういう組織を既存の総合支所に残すと。当然その残された組織の中には本庁とまた違う、それよりも下といいますが、そういう組織での総務部門、企画部門が総合支所にも残るようになるかと思えます。そういう組織の中で既存の行政区の部分の継続的にしていきますが、新市の中でやはり今お話がありましたように256の行政区があります。やはり、256の行政区を再編する必要があるだろうと。具体的にどのような再編をしていくかという部分については、やはりこれは新市の中で行政組織等も含めて時間をかけて検討していくことが必要だということで、そのような説明をさせていただいております。

議長 千葉委員。

千葉伍郎委員 先ほど来言いましたように、住民の行政サービスの最たるものは行政区長の働きで

あります。今考えられている構想の中で本庁舎へ移行するものだというふうに思っておりました管理部門の一部をそうした意味では総合支所方式で残すのだと、こういう言い方でありますから、企画にしる、総務にしる、あるいはどこまでかわかりませんが、では今現在でどの程度まで残すという、例えば全体組織のそれぞれ持っている課の組織の半分なのか、3分の1なのか、あるいは部門ごとにどういふ点を残すのかということまで、専門部会とか部会でお話がなされたものか。あるいは、新市に移行した後、どのぐらいの年月でこの問題を解決しようとするのか。それが見えませんと、いわゆる合併した後、行政区のあり方について総ざらいしてみると、こういうことで済まされない問題であります。それぞれの町村で歴史的な経過がありますので、私の方の町でも数の問題ではなくて地域の問題もこれがあります。したがって、一長一短に戸数とか面積だとかだけで行政区のくくりができないという非常に悩みの多い問題で、今までも幾つか行政改革の中での一端として行政区の見直し等々を議論する機会がありましたけれども、現実の問題としては手つかずの状況になってきているわけです。

そうしますと、住民サービスの形の中でこうした問題が、合併したことによって良くなるのか悪くなるのかというような問題点等も住民の全体を判断する際に重要なポイントになるわけであります。従って、だんだん聞いていけば、総務は一部残すだとか、企画がどうだとか、こういう返事は来ますが、それが確たる形で約束をされていかないと、「いや、あのときはあのときの話だ」という形になりますと、この行政サービスの問題で私は大きな禍根を残すのではないかというふうに思いますので、もう少しその辺の新市に移行したならば、いつごろまでに行政区の見直しというものを考えられているのか。3年先になるのか、5年先になるのか、1年以内にやりますということなのか、そのところをお聞かせをいただきたい。

議長 今のことについて、事務局、考えている点がありましたら回答してください。

濁沼事務局次長 これは行政組織、機構にかかわる部分であります。これは行政区の取扱いについての行政組織にかかわる部分でありまして、これは今専門部会におきまして行政組織の部分について検討中であります。これからの協議会に組織、機構については、また提案をしていくこととなります。

それから、当面の間の行政区の取扱いの部分です。これはいつまでかという部分ですが、少なくとも行政情報の周知を町民の方々にしていく場合、それからいろんな要望等を吸い上げる場合、これらについては、今の体制といいますか、それよりも極端に押し込んでいくことは避けなければならないと思います。ただ、先ほど言いましたように、256の行政区が現にあります。場合によっては、地域によっては10戸に満たない行政区もあります。100戸を超えている行政区もあります。この部分については、町村によって大分格差がありますから、それを新市の中で一番望ましい行政区の単位、戸数なり、それがどれぐらいの規模になるのか、それも含めて検討を新市でせざるを得ないと思います。これはいつまでかという部分ではなくて、これは速やかに協議をやはり新市の中でしていくということで、これはいつまでかという部分については、お答えははっきりできませんけれども、早い時期に速やかに進めていく必要がこれはあるだろうということで考えております。

議長 よろしゅうございますか。

そのほかございませんか。現行の行政区、やはりこれは合併してすぐにこれを縮小する、それから統合するというわけにはまいらないと思いますので、今事務局でお答えしたとおり、今後の新市になってから検討していくというような方向でお認め願いたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 はい。それでは、協議第10号行政区の取扱いについては、協議どおり決定をしております。

協議第11号 広報・広聴関係事業について

議長 続いて、協議第11号広報・広聴関係事業について、これも去る第3回の際、事務局の方から説明をいたしております。この内容についてご質疑等がございましたらお願いいたします。どうぞ。

佐藤幸生委員 高清水の佐藤でございます。

この広報・広聴関係事業につきましては、この原案で納得いたすものでございますが、ただ若干考えさせられる点があるわけでございます。法定協議会が設置されてから4回目になるわけでございますが、この4回目で広報・広聴関係が議題としてのらなければならないほど重要なものなのかということ、まず第1点です。私の考えは住民の新市建設計画、これがほぼご理解をいただけるような状況になってからでも、この広報・広聴に関する議論というのはいいのではないかなということをも単純に考えたわけでございます。

それから、もう1点は、この広聴制度についてでございます。この にもございますが、この広聴制度について、現在ある広聴制度、例えば各町村議会の特別委員会設置で広聴会、あるいは住民の意見を聞くような形での広聴会、あるいは執行者の行う広聴会、あろう制度だと思うわけでございますが、この合併に当たりましては、広聴の一環として地域審議会の設置をして、末端の住民の意見を聞きながら進めるのが、大きな市政になった場合については、民主政治の意思の反映ということからすれば、そうあるべきだということで総務省で推進をされておるわけでございますが、こうした地域審議会制度等についての議論というのを早く整えて、この広報問題は次に議論をするというような方向であつてもいいのではないかなと思っておりますが、今ここで議論をするということになったそのいきさつ、考え方についてお伺いをいたしたいと思っております。

議長 わかりました。ただいまの質問に対しまして回答願います。

濁沼事務局次長 この広報・広聴関係ですが、これは今10カ町村でいろんな形で広報紙が発刊されております。それから、町政座談会とか、いろんな部分で行政課題をどのように把握するか。それから、行政内容を町民の方々にどのように周知するかということで、10町村でいろいろな方法でやられておりますが、この部分を新市の中でどのように調整をしていくかという部分であります。広報の、例えば例にとりまして広報紙ですが、月1回発行しているところ、それから発行時期が1日だったり、15日だったりして違う部分、これを新市の中でどのような部分で継続していくかという部分がこの部分であります。今お話がありました地域審議会なり、そういう部分ですが、これは今回提案いたしました広報・広聴関係とは別に、これは合併協定項目の大事な部分であります。これは後日の合併協議会に地域審議会、この部分は項目を上げてまたご審議をいただくということにしております。

それから、どうして今の時期に提案したかという部分ですが、これは合併協定項目が48項目ありますけれども、これは各町村の担当者の中で分科会を組織しております。それから、担当課長方の専門部会を組織しております。次に、幹事会、きょうの協議会となりますが、そのすべての48項目、この部分を随時一斉に議論をしていただいておりますが、内容において早く集約ができた項目、問題が余り大き

くないという部分で集約のできた順番から協議会の方に提出をしております。地域審議会の部分については、今その部会の方で継続的に議論されておりますから、この広報・広聴関係につきましては、早い集約ができたということで今回提案をさせていただきました。

議長 ただいまの回答、よろしゅうございますか。はい。

そのほかございませんですか。よろしゅうございますか。

（「なし」の声）

議長 それでは、協議第 1 1 号広報・広聴関係事業については、原案どおり決定することに決定してまいります。

以上で、第 3 回の協議会の際に提案いたしました協議事項、協議第 8 号から協議第 1 1 号までの審議が終わりました。

6 . 提案事項

議長 続いて、6 提案事項、協議第 1 2 号議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議第 1 3 号地方税の取扱い（その 1）について、協議第 1 4 号条例、規則等の取扱いについて、協議第 1 5 号納税関係事業について、この四つの協議事項については、本日事務局から説明をいたさせまして、次回、第 5 回の協議会までそれぞれ各委員に内容を検討願いまして、次回に決定をしていくというふうな方向でもっていきたいと思います。ただし、直ちに協議して決定していくべきであるという意見等がありましたならば、直ちにこれを協議議題に供することもあります。以上でございます。

それでは、協議第 1 2 号から協議第 1 5 号まで、合わせて事務局の方から説明させていきたいと思いますが、これにご異議ございませんですか。

（「異議なし」の声）

議長 はい。それでは、提案事項、協議第 1 2 号から協議第 1 5 号までの各協議事項について事務局から説明を願います。

協議第 1 2 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

濁沼事務局次長 それでは、協議第 1 2 号を説明をさせていただきます。

協議第 1 2 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて次のとおり提出する。

平成 1 5 年 9 月 1 9 日

栗原地域合併協議会会長 菅 原 郁 夫

提案いたします内容は、議会議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会に付託し、協議会で決定するという内容の提案を申し上げます。

議会の議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、その選択肢をめぐり、原則選挙とするのか、合併特例法を適用した定数特例や在任特例を選択するのか。議会事務局専門部会におきましても調整結果までは数多くの意見が論じられました。基本的には世論の動向も考え、小委員会に付託し、協議会で決

定するという内容での集約となりました。

それから、1ページをお開きいただきます。

1ページは議会事務局専門部会で意見調整されました内容とその参考資料であります。参考事項内容ですが、現在の10町村の議会議員の定数と現議員数、改選日及び任期満了日等を記載してあります。

協議項目の議員定数ですが、ご覧のとおり、高清水町、一迫町を除いた8町村が法定数に満たない議員定数を定めております。栗原10カ町村の合計法定数は178人となっておりますが、現有定数は157人で、地方自治法が定めた上限法定数より21人少ない定数となっております。また、現有定数と比較し、合併時の定数が152人と5人少なくなっております理由は、若柳町、栗駒町、一迫町の3町が今回の改選期に定数削減をすることによるものであります。

任期につきましては、新市の合併期日、平成17年3月14日以前に改選期を迎えます町村は、本年度改選の若柳町、栗駒町、一迫町の3町となっております。

次に、報酬関係ですが、月額報酬の高い町村が築館町、若柳町、栗駒町の3町であり、一番低いところが花山村となっております。期末手当につきましては、高清水町、金成町の2町が他の8町村よりも低い率での支給内容となっております。また、基礎額への加算を実施している町村は、築館町外5町村となっております。

それでは、2ページをお開きいただきたいと思えます。

2ページは、議会議員の定数及び任期の取扱いに係る基本的事項と新市発足に伴います議会の議員の定数及び任期に係る2通りの選択肢を比較表示したものであります。左欄の の原則は合併特例法の特例措置を適用しない場合であり、 の中欄は合併特例法の定数特例を適用した場合、 の右欄は在任特例を適用した場合の取扱いの方法であります。

議会議員の身分は、右欄の在任特例の場合を除き、合併期日の前日であります平成17年3月13日をもって全員失職となりますが、 の原則は合併後50日以内に地方自治法の定める上限、30人の法定数内で設置選挙を行うとするものであります。 の定数特例は、新市の最初の選挙のみ地方自治法の定める上限30人の定数の2倍の範囲内、60人以内で選挙を行うとするものであります。 の在任特例は合併後、2年を超えない範囲内で合併前の10町村の議会議員152人すべてを新市の議会議員とし、選挙は行わないとするものであります。

下段は関係する地方自治法の抜粋であります。新市の議会議員の定数は、10町村の平成12年国勢調査人口8万4,947人を基本といたしますと、地方自治法に定めます法定数の上限は、人口5万人以上10万人未満の市、30人となります。下段、右欄は合併特例法の特例措置を記した事項の抜粋事項であります。

次に、3ページをお開きいただきたいと思えます。

このページは、2ページでご説明いたしました内容をフローチャートであらわしたものであります。

町村議会議員の任期は4年となっておりますが、定数特例を適用しない場合の定数ですが、失職までの在任期間の短い議会議員は、最短をとりますと栗駒町の1年1カ月、在任期間の長い議会議員は瀬峰町の3年1カ月となります。中段の定数特例を適用した場合も在任期間は同様となります。下段は最長2年間の在任特例を適用した場合の定数であります。失職までの在任期間の長い議会議員は、瀬峰町の5年1カ月、築館町の4年2カ月となります。

次に、4ページをお開きいただきます。

4ページは、議会議員の退職年金等の取り扱いに係る参考資料であります。

合併特例法では議会議員の退職年金の受給資格についても特例措置が講じられております。現在の地方公務員等共済組合法では議会議員の退職年金の受給資格は議員在職12年以上となっておりますが、合併特例法の特例措置として、合併により任期満了日前に失職した議会議員でも当該合併がなされなければ議員在職が12年以上となる議会議員につきましては、在職12年未満でありましても退職年金の受給資格が与えられることとなっております。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、議会の議員の定数及び任期の取り扱いについての説明を終わります。

協議第13号 地方税の取扱い(その1)について

議長 続いて、協議第13号地方税の取扱い(その1)についてを説明願います。

濁沼事務局次長 それでは、協議第13号地方税の取扱い(その1)について説明をさせていただきます。

協議第13号

地方税の取扱い(その1)について

地方税の取扱い(その1)について、次のとおり提出する。

平成15年9月19日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

提案いたします内容は、地方税の取扱い(その1)につきまして、各税目ごとの税率とその納期を調整したものであります。

として、個人町村民税につきましては、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。均等割については、地方税法第310条の規定、人口5万人以上50万人未満の市の場合、2,500円となりますが、これを適用する。納期については、築館町の例により調整するものとする。

二つ目の法人町民税につきましては、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

三つ目としまして、固定資産税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。納期については、栗駒町の例により調整するものとする。

四つ目としまして、軽自動車税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。納期については、築館町の例により調整するものとする。

五つ目としまして、たばこ税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

六つ目としまして、鉱産税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

七つ目としまして、入湯税については、栗駒町の例により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。

八つ目としまして、特別土地保有税については、築館町の例により調整し、市税として新市に引き継ぐものとする。

提案いたします内容をあえて地方税の取扱い(その1)としていますことは、国民健康保険税や一部町村で課税されております都市計画税や水利地益税につきまして、税務専門部会での調整方法は確認さ

れましたが、説明資料も含め他の部会との詳細的な事務調整が残っていますことから、地方税の取扱い（その２）として、後日切り離して提案することになっていることによるものであります。

１ページ、２ページをご覧くださいと思います。

今回提案いたしました税目につきましては、すべて国が示しております標準税率を適用いたしております。また、各税目ごとの納期につきましては、個人町村民税は築館町の例に倣い、６月、８月、１０月、１２月、固定資産税は栗駒町、鶯沢町の例にならい、５月、７月、９月、１１月、軽自動車税は４月とし、納税者の月々の税負担を考慮しながら、納期が重複しないように納期設定をいたしました。

の土地保有税につきましては、築館町の例により調整することとしていますが、地方税法の改正により土地保有税は今年度より当分の間、課税停止となっております。

２ページの最後の参考資料は、地方税法及び合併特例法上の均一課税の条項を抜粋したものであります。参考としてごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、地方税の取扱い（その１）について、これは今事務局から説明いたしましたように、標準税率をもって課税する税目のみをその１として協議をしてまいりたいという内容でございますので、後日までご検討賜ります。

協議第１４号 条例、規則等の取扱いについて

議長 それから、協議第１４号条例、規則等の取扱いについてを説明いたさせます。事務局、説明願います。

千葉事務局次長 それでは、条例、規則等の取扱いについてご説明させていただきます。

協議第１４号

条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年９月１９日

栗原地域合併協議会会長 菅原 郁夫

条例、規則等の取扱いの調整案でございます。

関係町村に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定するものとし、関係町村ともに制定はしているが、内容に差異のあるもの及び一部の町村のみに制定されているものについては、事務事業の調整内容をもとに支障のないよう次の区分により調整するものとするということでございます。

（１）といたしまして、合併と同時に市長職務執行者の専決処分により即時制定し、施行させるもの。

（２）といたしまして、合併後、一定の地域に暫定的に施行させるもの。

（３）といたしまして、合併後、逐次制定、施行させるものという調整案でございます。

資料の方でご説明させていただきます。

資料の方、１ページ目でございます。

調整案、それから各町村の現況の例規数でございます。平均いたしますと、３９１ほどの例規数にな

っております。各町村、数はばらばらでございます。下段は新設合併の場合の例規の基本的留意事項を載せてございます。ここについては、次ページ、2ページ以降の資料の方で説明させていただきたいと思っております。右側の方、参考法令でございます。こちらの方には地方自治法、この中には条例、規則等の制定の関係の条文が載っております。それから、専決処分ができる条例ということで載せてございます。それから、地方自治法施行令、こちらの方では長の職務を暫定的に行う者ということで載せてございます。それから、第3条の方では条例規則の暫定的施行ということで参考までに載せてございます。

それでは、2ページ目の方で説明させていただきます。

参考資料1といたしまして、条例、規則等の区分でございます。新設合併の場合、原則的には新市移行後に合併して初めて改めて制定するのが原則でございます。ただし、この原則を貫きますと、事務事業への円滑な移行に支障をきたす、あるいは住民にとって不利益を招く恐れがあるということで、例規によりましては空白を設けてはならないということが生じますので、その措置が必要になるということでございます。その方法につきましては、の方で即時施行、それから暫定施行ということで、これらの措置が必要だということでございます。

内容でございますが、即時施行が想定されるものといたしまして、合併と同時に市長職務執行者の専決処分によって即時制定し、施行させるものでございます。主として、合併を挟んでもなお一時の空白も許されないような継続性、緊急性の高い事務事業、住民の利益、権利に密接に関連するものということでございます。例として三つほど載せてございます。例えば、市役所の位置を定める条例、それから市の税条例、市の手数料条例といったものが想定されます。

それから、2番目の暫定施行でございます。こちらの方は新市の条例、規則等が制定、施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例または規則などを、新市の条例または規則などとして引き続き施行するものをいいます。条例、例規の空白期間を埋めるための経過的措置の役割を持ってございます。こちらの方も継続性の高い事務事業に係る例規でございます。合併までに調整がなし得ないようなものについて、この方法をとる必要があるということでございます。例規の性質上、本来は空白期間を置くべきではないが、新市発足後の政策的判断を待たなくてはならないといった理由のもの、あるいは一番下の方に印をしております「特定の町村のみで実施されている事業で、事務事業調整が整わず、その地域に限って事業を実施する必要がある場合には暫定施行させる必要がある」ということで、例といたしまして福祉基金条例、それから出生祝い金支給条例、それから中小企業振興資金融資規則、このようなものが想定されるということでございます。

3ページ目でございます。

こちらは逐次施行が想定されるものでございます。こちらの方は原則に戻って空白期間を置いてもやむを得ないといったふうなものでございます。合併後に必要に応じて例規整備を行うことになるというものでございます。例えば、新市において十分な検討を経て制定すべきもの、それから専決処分、または暫定施行に該当させるほど継続性、緊急性が認められないもの、それから職務執行者が専決処分を行うことになじまないものなどが該当してまいります。例といたしまして、市の表彰条例、それから市の議会委員会条例、それから総合計画策定審議会条例といったものが想定されております。

続きまして、4ページでございます。

こちらの方、ただいまの説明のフロー図になります。一番上の方が即時施行する条例ということで、新市制度として専決処分する条例ということで、これは合併後、最初の議会において報告ということになります。それから、中段、暫定施行する条例、この場合は事務手続といたしまして、旧町村の地域で引き続き施行されるため、旧町村条例名で告示を行う必要があるということでございます。それから、一番下、逐次施行する条例、大きく分けて、専決処分になじまない条例、それから新市発足後、逐次制定する条例ということで、それぞれ最初の議会、またはそれ以降の議会に付議するというものでございます。

それから、5ページの方を説明させていただきます。

こちらの方は先進地事例となっております。参考に載せてございます。こちらの方は県内で申しますと、加美町、それから平成17年3月22日予定の登米地域などの事例も載せてございます。

続きまして、6ページ以降でございますけれども、具体的な専決処分の条例、それから暫定施行の条例、それから一たん失効する条例ということで、西東京市の例でございます。参考までに載せてございますが、6ページから12ページまでが専決処分した条例、それから13ページが暫定施行した条例、それから14ページ、15ページが一旦失効する条例ということで、これも事例でございますので、参考までに載せてございます。以上でございます。

議長 協議第14号条例、規則等の取扱いについて、これは大分細かいものがございます。ひとつ各委員の皆さん方、ただいま参考資料としてつけておるものがございます。これらをよく見ていただきまして、次回、第5回までの審議の際、いろいろとご検討賜りたいと思いますので、よろしく願います。

協議第15号 納税関係事業について

議長 続いて、協議第15号納税関係事業についての説明をいたさせます。事務局、説明。

千葉事務局次長 それでは、納税関係事業についてご説明させていただきます。

協議第15号

納税関係事業について

納税関係事業について、次のとおり提案する。

平成15年9月19日

栗原地域合併協議会会長 菅原郁夫

調整案でございます。

といたしまして、前納報奨金については、住民税特別徴収（給与天引き）者との均衡を欠くため、廃止の方向で調整する。

といたしまして、納税組合については、社会的役割が大きいと思われるので、そのまま新市に引き継ぐものの、補助金、助成金、奨励金については見直す方向で調整する。

それから、でございます。口座振替については、住民の利便性を考慮して、すべての税目を該当金融機関で実施することとする。口座振替手数料については、統一する方向で調整するという調整案でございます。

資料の方、1ページをお開きください。

こちらの方、専門部会での調整案、それから下の方が現況を載せてございます。

1番目の前納報奨金でございます。この前納報奨金につきましては、税収の早期確保、それから納税意識の向上を目的に創設されております。現在の状況につきましては、窓口納税、それから口座振替などにより当初の目的は達成されているということで、多額の報奨金を交付し続けること、それから、他の市町村の現況を踏まえると、廃止の方向で考えざるを得ないということの協議がなされております。

それから、2番目の納税組合でございます。これにつきましては、納付割額というもので納付額の何%というふうに補助をされている町村もでございます。この方法につきましては、極めて違法性が高いということで、納税貯蓄組合法にのっとった交付の仕方に調整すべきだということで、これも見直しをかけるということで協議されてございます。

それから、口座振替でございますけれども、これは各町村の金融機関がまちまちでございます。住民の利便性を考えると、すべての金融機関を口座振替の該当金融機関ということで考えたいということでございます。それから、口座振替手数料については、一部1件当たりの単価も違ってございます。これも統一するということが協議がなされてございます。

一番下、参考資料といたしまして、報奨金の廃止の事例、それから右側の方に納税貯蓄組合法の抜粋でございますけれども、第2条、それから第10条の方を参考に載せてございます。以上でございます。

議長 協議第15号納税関係事業について説明をいたさせました。説明に多少不十分があるなど今会長は思っております。一つは、1番目、1と2、廃止の方向で調整する。これはどのような調整をするのか、廃止にするのかしないのか、廃止するんだと思うんですが、それからこれは見直す方向で調整するということですが、見直した場合の率とかそういうものはまだ検討はしていないんですか。事務局、どのように見直すあるいは調整する方向なのか説明して下さい。

千葉事務局次長 実際の金額はまだ調整しておりません。現状ではまだ詰めていないという現状でございます。

議長 これを次回の協議会で検討するのですが、その際、調整するということが恐らく委員の方々が了承するかどうかはわかりませんが、この調整する内容のきちんとした率なり、どのような方法で支給するかということ、これがないとなかなか委員の方々も決定させられないのではないかなと思っておりますが、次回まで事務局の方で何かこれらについては検討できますか。これは新市まで見送るということですか。

千葉事務局次長 いえ、合併までには調整は終えなくてはならないという案件でございますが、次回の協議会までに調整案が整うかどうか、今即答はできない状態でございます。

議長 以上で説明が終わりました。

ここでただいま説明いたしました協議第12号から協議第15号まで説明の内容について何かお尋ねしたい点がありましたら。千葉委員。

千葉伍郎委員 まず、協議第12号でございますが、議会の議員の定数及び任期の取扱いについてということで、小委員会を設けるといふところまでは原案にあるわけですが、ご案内のとおり9月17日に会長も出席をして、この議案の取扱いについて議員の懇談会をやったわけでありまして。次回に議論をいたしますと、10月9日ということになります。少なくとも私はこの問題は審議時間を十分とると

いう立場からすれば、差し支えなければ、きょう私は立ち上げるべきだというふうに思っております。小委員会の組織の立ち上げをきょう確認をすべきだというふうに思いますので、その辺の扱いについてお聞かせをいただきたい。

それから、協議第15号の納税関係事業についてでございます。私も納税組合の要職についている者でございますが、実際問題として郡の納税組合連合会との話し合いなどはなされた上での提案ということに理解しているのかどうか。ですから、先ほど来言われておりますように、全然この中身では決まっています。次回これで提案どおりと決められますと、何の何を決めたのですかと言われたときには何も分かりませんでしたという答えしかできません。したがって、私は提案に当たっては資料が極めて不足をいたしております。それから、関係団体との意見調整などについても今わかっている範囲で聞かせていただきたい。

議長 それでは、協議第12号は、後でまた皆さんにご協議申し上げてまいりたいと思います。

協議第15号について今お尋ねされた点、事務局の方で回答できる範囲内で回答してください。ありませんか。

千葉事務局次長 関係団体との協議は実質なされておられません。ただ、方針といたしまして協議会で決めていただくということでございます。

議長 皆さんいいですか。はい千葉委員。

千葉伍郎委員 今非常に滞納問題が各町村とも抱えている大きな問題ですよ。項目の中でも認めているように、納税組合組織の必要性というのは事務方を含めて十分認識しているはずですよ。そういうことからいいますと、少なくとも意見調整をしておくべきだというふうには思います。ゼロか100かの議論をするわけにはいきませんので、連合会との意見調整をして、一定の目安というものを示していただかないと、これは今言ったように理屈ではないんです。全部あとは職員の徴収事務にかかわってくる重大なものを含んでいる訳ですよ。ですから、私は今言ったような提案の内容だけでは極めて不十分であります。他のことと違いまして、極めて不十分ですから、私はきょう今すぐよこせといってもなかなか難しいでしょうけれども、できるだけ早くそういう調整した中身を資料として送付をしていただくように強く要望しておきます。

議長 ここで暫時休憩いたします。

時間はただいま4時15分。25分まで10分間、休憩します。

午後4時15分 休憩

午後4時25分 再開

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま提案をいたしております協議第12号から第15号まで、納税関係事業についていろいろとご要望がありました。このことについては、今後事務局の方で対応させてまいります。

それでは、協議第12号議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、この協議議題を直ちにきょうの協議事項に追加提案をいたしまして、協議をしてみたいと思いますが、これに皆様ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、ご異議なしと認めます。

協議第12号 議員の定数及び任期の取扱いについて

議長 それでは、協議事項として協議第12号議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを協議議題といたします。このことについてご質疑等ございますか。ありませんか。

(「なし」の声)

議長 はい。それでは、この協議第12号の議会議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会に付託し、協議会で決定するというところで協議議題を決定してまいりたいと思います。ご異議ございませんですね。

(「異議なし」の声)

議長 はい。それでは、以上のとおり決定をさせていただきます。

それでは、ここで議会議員の定数及び任期の取扱いについてのいわゆる小委員会の委員の方々の任命でございます。これは会長が任命するということになっております。先日、議員選出の議員の皆さん方と懇談をした際、各町村から出ております議員の方々の委員については決定をさせていただきますので、この方々を会長から任命をさせていただきます。それから、この小委員会は20名といたしてまいりたいと思います。それで、10名は議会議員から出ておる方々を任命します。そのあとの10名は学識経験者をもって出ております方々を任命してまいります。この任命する各町村から出ております委員には、まちづくり検討委員会に出ております委員以外の委員の方、わかりますか。(「名前を言った方がいい」の声あり) それでは、名前を言いますので、ひとつ事務局の方から名前を言います。

鈴木事務局長 それでは、私の方から委員となるべき方々のご紹介をします。

まず、議会議員の方々でございますが、石川正運委員、築館町、高橋義雄委員、若柳町、千葉伍郎委員、栗駒町、佐藤幸生委員、高清水町、高橋久伍委員、一迫町、佐々木幸男委員、瀬峰町、では、ただいま配付いたしますので、よろしく願いをいたします。それから、菅原 登委員、鶯沢町、高橋光治委員、金成町、遠藤 實委員、志波姫町、茂泉文男委員、花山村、それから学識経験委員の方でございますが、長谷川厚子委員、築館町、三浦徹也委員、若柳町、佐藤多恵子委員、栗駒町、海老田慶子委員、高清水町、白鳥文雄委員、一迫町、津藤國男委員、瀬峰町、須藤 茂委員、鶯澤町、後藤和廣委員、金成町、白鳥一彦委員、志波姫町、中條彦登委員、花山村、以上でございます。

議長 いわゆる議会議員の定数及び任期等の検討小委員会の委員については、以上のとおり委員の方々を任命してまいります。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 それから、もう一つ、先ほど協議第8号で新市の事務所の位置について小委員会に付託し、協議会で決定するというのにいたしました。よって、この小委員会をまたここで構成しなければなりません。そういうことで、この新市の位置の小委員会については、ただいま申し上げたいいわゆる議会議員以外の方、議長方になるんでしょうか、その方を委員にする。それから、学識経験者の方は、今申し上げた以外の方々をしていきたいと思いますが、いかがですか。よろしゅうございますか。まちづくり検討委員会の委員を庁舎建設の事務所の位置についての小委員会の委員に任命するというところでしてまいりたいと思いますが、何かありますか。いやいや、紙を用意してなかったの、これは。よろしゅうございますね、その方法で。

千葉伍郎委員 確かに、規約では会長が指名するとなっていますよ。しかし、事いつも言われているように基本的な協議項目です。私は一回やっぱり地域に返してもらおう。そして、それをやっぱり会長が任命をするというのが、この基本項目に関する小委員会というのはそれだけ重要であるという認識に立ってもらわないと。今ここで思いついたように……

議長 いや、思いついたのではないだよ。

千葉伍郎委員 何ですか、本当に。それは余りにもやり方としては横暴ですよ。やっぱり、もう一回、きちっとやっぱりそういうところを配慮して、そしてそれこそ時間がかかってもしょうがないんです、こういうものは。手順、手続だとか、そういうものを間違えると、いろんなことが派生をしますから。同じことを決めるについてもやっぱり一呼吸置いて決めていただくというのが極めて私は、この10カ町村50人の皆さんで決めることですから、ぜひひとつそういう慎重さをお願いしたいと。

議長 はい、わかりました。いずれ今話しましたが、新市の事務所の位置を審議する小委員会、これは会長が任命するということになっておりますが、慎重を期すということでございますので、各町村議員の方1名、それから学識経験者の1名、これを事務局の方にひとつご相談して、それぞれ協議をいたしましてご報告願いたいと思います。どうぞ。

高橋義雄委員 それはそれでいいと思いますけれども、各町村から出す期日というのがいつまでなのか。私は、ここに選ばれて代表として合併協議会委員として参加している方々ですから、皆さんふさわしい方だと私は思っています。それで、この協議第8号ですけれども、これについては前回提案されている訳です。そして、きょう小委員会付託ということに決定されまして、当然これも小委員会のメンバーを出さなければならないと、そういうことだと思うんですが、後から提案されました議員の定数及び任期の取り扱いについては、さっさと決まってしまったわけですが、この新市の位置、これを決定する小委員会も何もここで決めていいと思います。ですから、若干休憩を挟んでも結構ですから、きょう決めて、そして時間を置かないで審議すると、そういう方向でいいと思いますが、どうでしょうか。

議長 皆さん賛成ですか。

(「異議なし」の声)

議長 はい。それでは、今高橋委員から提案がありました各町村で協議をいたしまして、委員の選出は、今休憩をしますから、その休憩中に出していただくというふうな方向でいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 はい。それでは、そのように決定をさせていただきます。

それでは、今時計は4時35分。ここで10分間休憩します。45分まで協議して決めてください。

午後4時35分 休憩

午後4時45分 再開

議長 再開をしたいと思えます。

皆さん、ご着席願いたいと存じます。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

休憩中に新市の事務所の位置についての小委員会の委員の方々を各町村から選出をしていただきました。この方々を会長が任命したいと思います。それでは、各町村から選出されました委員の方々の氏名

を事務局長の方から申し上げます。

鈴木事務局長 それでは、私の方からご報告申し上げます。

鈴木 守委員、築館町、佐藤平義委員、若柳町、千葉伍郎委員、栗駒町、太斎俊夫委員、高清水町、佐藤重美委員、一迫町、佐々木幸一委員、瀬峰町、大内 朗委員、鶯沢町、小岩誠二委員、金成町、菅原 佑委員、志波姫町、中鉢泰一委員、花山村、白鳥英敏委員、築館町、中嶋太一委員、若柳町、高橋伸幸委員、栗駒町、武田正道委員、高清水町、山村喜久夫委員、一迫町、津藤國男委員、瀬峰町、伊藤竹志委員、鶯沢町、飯田 明委員、金成町、千葉和恵委員、志波姫町、佐藤利郎委員、花山村、以上20名でございます。

議長 名簿を直ちに差し上げたいところでございますが、時間がございませんので、ただいま事務局長が委員の方々の氏名を申し上げました。この方々に間違いなく会長が委嘱をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の協議議題等が終わりました。

その他について、ここで事務局の方から申し上げます……（「協議第13号質問」の声あり）協議第13号ですか。それでは、もとい直します。提案事項の協議第13号について今申し上げたいという方がおります。申し上げます。

高橋光治委員 金成の高橋です。

協議第13号は地方税の取扱い（その1）ということでございます。その中でずっと見ますと、各町の例によるという取り決めをしている固定資産税や入湯税などがありますが、その中で7番の入湯税について栗駒町の例により調整し、市税として新市に引き継ぐものとするという内容がでございます。これは我が町金成町も含めまして花山、それから栗駒、築館というふうに入湯税が関係する町村があると思ひますが、栗駒町の例によるということになれば、ただいまの状況で入湯税が80円ということですが、金成町は100円でございますが、ただいままちづくりの中で1泊150円の半分の75円、これを引き下げて70円とか、50円、そして切り上げて80円という議論をしている最中ございまして、ここで栗駒町の例によるということではばっちり出してしまいますと、金成町のまちづくりに大変支障を来すということでございますので、その辺は今後金成町の条例がもっと違う方へ変わった場合には、その例によるということも理解してよろしいのかどうか。この点についてお聞かせをいただきます。

議長 事務局、説明してください。

濁沼事務局次長 入湯税は栗駒町の例によるということですが、金額からいいますと、栗駒町は宿泊1日150円、これは1泊です。それから日帰りが80円ということですから、これは栗駒町の例になるというふうになりますと、新市においては宿泊が150円、それから日帰りが80円というふうになります。ただ、今の内容ですが、金成町の場合、宿泊は150円、これは変わりありません。ただ、日帰りについては、今の条例が100円という部分で、日帰りについて20円の開きがあります。ただ、いろんな温泉地を抱えている入湯税の例からいいますと、ほとんどの町村が150円、1泊の場合、それから日帰りが80円という部分がほとんどであります。こういう内容からいいますと、逆にこれから日帰りの入湯税を改正されるというふうですが、できれば80円で改正をお願いしたい。逆に、75円になった場合、新市になって金成町については5円入湯税が上がるということになりますので、これからの税の改正であれば、80円でひとつお願いをしたいというふうに思ひます。

議長 はい、どうぞ。

高橋光治委員 それは地方自治の行政の範囲内に余りにも踏み込み過ぎではないかというふうに私は思うのでありますが、私も入湯税については県内その他全部調べてございます。45円のところもあるんですよ、気仙沼の方にも。それから、なぜ75円という、80円というのが出てくるかという、我が町は宿泊施設がないんですが、条例上、150円という決め方なんです。延年間は宿泊させません。ですから、150円の入湯税を徴収したことは一切ないんです、金成は。日帰りの100円だけなんです。当時はそれを宿泊もつくってやっていくという流れの中から100円というのが決まりました。

それで、80円、70円の議論というのは、150円を半分にしたときに75円、これを上限にしようか、下限にしようかによって県内も80円のところと70円のところがあるという理解なんです。この辺をきちっともっていかないと、80円の方がよろしいというだけではないというふうに私は思います。ですから、ぜひ金成町は80円にしてほしいということではなくて、もし金成町が70円にしていた場合には栗駒町の条例が70円側になる場合もあり得るという理解でぜひ進めていただければいいのかなというふうに。これはわからないんですから。私の方ではただそういう流れで議論している部分もこれありでありまして、ここで次回で決められてしまいますと、1年何カ月、これが固定してしまいますので、そういうこともあるということでご理解をいただければいいのかなということでの発言であります。

議長 どうぞ、事務局。

濁沼事務局次長 くどいようですが、提案している内容は栗駒町の日帰り80円にするという提案をさせていただいています。でありますから、例えば60円なり75円で合併前に税改正をされた場合には、新市については80円、栗駒町の例にならうと。宿泊については150円、日帰りについては80円という提案をさせていただいています。

議長 よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議長 どうもありがとうございました。ご了承ください。

7. その他

議長 それでは、その他の事項に入ります。事務局。

鈴木事務局長 それでは、私の方から3点ほどでございます。

一つは、お手元に協議スケジュール表ということをお示ししてございます。これは48項目の協定項目をいつ提案し、いつ実質協議に入るのかというおおよその案というか、目安ということで示してございます。おおよそのこういうスケジュールで提案していく予定でございますが、何分分科会、部会等々いろいろ協議がございまして。ということで、調整が整い次第、この予定に従って提案してまいります。中には調整がおくれたりすることがあることも予想されますので、その辺はご了解をいただきたいというふうに思います。

それから、先進地視察についての件でございますが、皆さん数多くの委員方がご参加いただいております。

ます。それぞれの第1希望どおり調整させていただいております。それで、この本日の会議終了後になりますが、第1回目篠山に視察される方の打ち合わせを行いますので、この場にお残りいただければというふうに思います。

それから、次回日程については、10月9日午後2時から高清水町の勤労者体育センターで協議会を行うこととしております。以上でございます。

議長 ただいま事務局の方から報告事項等をその他の事項で申し上げました。このことについてよろしゅうございますか。

(「なし」の声)

議長 それでは、その他の事項を終わります。

8. 閉 会

議長 以上で本日の第4回栗原地域合併協議会の閉会をしまいたいと思います。

事務局 それでは、閉会に当たりまして、佐々木副会長から閉会のごあいさつを申し上げます。

佐々木副会長 それでは、閉会のごあいさつを申し上げます。

合併セミナーに引き続きまして、第4回合併協議会の開催となりました。委員の皆さん方には大変お疲れのところ、いろいろとご協議いただきまして、本当にご苦労さまでございました。開会に当たりまして会長から効率のよい協議をお願いしたいというようなお話がございました。約2時間にわたりまして、委員の皆さん方には精力的に協議していただきましたこと、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。おかげさまで報告2カ件、提案されました4カ件の協議もお認め、ご理解をいただきました。本当にありがとうございます。先ほど、篠山市長からお話がありましたように、栗原地方の合併協議会、4回も、5回もバックはできないのでございますので、いろいろ今度提案されます4カ件、あるいは小委員会で協議されますいろんな案件も各町村議会を初め皆さん方でいろいろと協議をしていただきながら、スムーズな協議にご協力をいただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

最後になりましたけれども、今帰られましたが、多くの議員を初め皆さん方に傍聴していただきましたこと、心から感謝申し上げます。第4回の合併協議会を閉めさせていただきます。

きょうは本当にご苦労様でございました。

午後4時55分閉会